

令和7年10月8日

松戸市男女共同参画推進協議会(第12次)の概要について

1. 設置の目的

第12次推進協議会は、松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画(R5～R9 年度)の点検・評価・見直しを行うほか、令和7年2月の「松戸市の男女共同参画推進に関する提言書」や、国、県等の動向を踏まえた新たな観点から男女共同参画推進の諸課題を洗い出し、最終年度には第7次実施計画(案)を作成することを目的としています。

2. 委員の構成

「松戸市男女共同参画推進協議会条例」において、公募市民、学識経験者、男女共同参画団体の代表から10人以内をもって組織することとしています。

これまで協議会は、公募市民3名、学識経験者3名、団体の代表4名の計10名の構成で運営しており、今回も10名での構成となっています。

3. 任期

令和7年10月8日から令和10年3月 31 日まで

※条例上「3年を超えない範囲内」と規定

4. 開催回数

議題等に応じて、年3回から5回程度を予定

5. 委員報酬

会議1回につき1人 8,500 円(税・交通費込み)

6. 実施体制図

